

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
12月10日
(火曜日)

目 次

○告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出(厚政課).....
- 保安林予定森林(山口市)(森林整備課).....
- 保安林の指定(萩市)(森林整備課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の位置の指定(建築指導課).....
- 公告
- 建築士の免許の取消し(建築指導課).....

山口県告示第三百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	機 関	在 地	廃 止 年 月 日
萩市国民健康保険明木診療所	萩市大字明木二九三七の一	令和六、一〇、一	

まるひさ眼科	岩国市尾津町二丁目一四番五九号	九、三〇
河野内科	山陽小野田市厚狭六八〇の二三	〃
山陽歯科	厚狭一丁目一六番五	〃
藤井歯科医院	大字植生九八六の一	〃

山口県告示第三百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	機 関	在 地	指 定 年 月 日
さいとうクリニク	山口市黒川一〇三の一	令和六、一一、一	
まるひさ眼科	岩国市尾津町二丁目一四番五九号	〃 一〇、〃	
ふしの薬局	山口市黒川一〇三一の四	〃 一一、五	

山口県告示第三百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 医療機関の名称及び所在地	変 更 後	変 更 前
宇部中央病院	宇部市大字西岐波七五	宇部興産中央病院
二 変更年月日	令和六年十月一日	〃

山口県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市巾尾字門ヶ浴四一九、字椋ノ木一〇四四二、一〇四四三、字新屋一〇四四四、一〇四四六、字薊ヶ浴一〇四四七から一〇四五一まで、一〇四五一第一、一〇四五二から一〇四五七まで、字鳳山一〇五六三の二(次の図に示す部分に限る。)、小郡下郷字北百谷壱一〇六九五、字北百谷式一〇七〇一から一〇七〇三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市巾尾字椋ノ木一〇四四三・字新屋一〇四四四・一〇四四六・小郡下郷字北百谷壱一〇六九五・字北百谷式一〇七〇二・一〇七〇三(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字高佐下字大葉山一五九〇の二、一五九三から一五九五まで、一五九七、一五九七の二から一五九七の三まで、一五九八、一五九九、一〇六三五、一〇六三七の二、一〇六四二、一〇六四六の二、一〇六四六の三から一〇六四六の四まで、一〇六四九、一〇六三八、字平島一〇六四一の二から一〇六四一の三まで、一〇六四一の五、大字須佐字樫ガミゾ北平一〇〇〇一の八、一〇〇〇一の二(次の図に示す部分に限る。)、字川平一〇〇〇九の二、字カタギミゾ一〇〇〇一の二、一〇〇〇一の三、字樫ガミゾ西平一〇三六四の二、一〇三六四の三、字樫ガミゾ一〇三六四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字高佐下字大葉山一五九七・一〇六四六の二一・一〇六四六の二二・一〇三九九・一〇六三八・大字須佐字樫ガミゾ北平一〇〇〇一の八・一〇〇〇一の二・字川平一〇〇〇九の二(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十二月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
 路線名 地家室白木港線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字地家室字石風 呂南一四四四の一地从先から 同郡 同町 同大字字石風呂東 一〇七四の一地从先まで	最狭 二四・〇	最狭 二四・〇	最狭 一三・二 最広 六四・四	二〇二・九	

道路の種類 県道
 路線名 迫田篠目停車場線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
萩市川上字上ヶ原八五〇四の一地从先 から 同市川上字掛ノ浴一四〇四〇の一 〇地从先まで	最狭 八〇・三	最狭 八〇・三	最狭 一七・一 最広 四一・八	六〇二・七	

山口県告示第三百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	指定年月日

下松市大字末武中宇上永城院三〇八の二	四・〇 六・〇	五〇・〇 令和六、 一一、 一二
下松市大字末武上宇西垣内二〇〇二の一五	四・五	二一・九 〃 一五



(二〇二) 建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

令和六年十二月十日

山口県知事 村岡 嗣政

氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	免許取消年月日	免許の取消しの理由
河野 和昭	二級建築士	第三三六七号	令和六、一二、二	死亡
河野 泰光	二級建築士	第五六九七号	令和六、一二、二	死亡

令和六年十二月十日
発行

発行人

山口県知事